

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○北海道企業局処務規程の一部を改正する規程	147
○北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程	148
○北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程	149
○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程	149
○北海道企業局競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する規程	150
○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程	150

目次

告 示

○北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域の指定	96
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定	100
○有害図書類の指定	101
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出	101
○土地改良区の定款の変更の認可	102
○道営土地改良事業変更計画の決定	102
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	102
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定（3件）	102
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	102
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	103
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	103
○森林法による通知に代える公示（2件）	103
○道路の供用の開始	104
○河川予定地の指定	104
○土砂災害警戒区域の指定	104
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	114
○建設業者に対する監督処分	139
○特定調達契約に係る落札者等の公示	139
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正	140

公 表

○水防法による洪水浸水想定区域の指定	140
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）	140
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（5件）	141
道企業管理規程	
○北海道企業局組織規程の一部を改正する規程	147

道選挙管理委員会告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	150
--	-----

道公安委員会規則

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則	150
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則	150

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正	151
○特定調達契約に係る落札者等の公示	152

告 示

北海道告示第241号

北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（平成30年北海道条例第6号）別表第1の1の項及び2の項の規定により、次のとおり指定し、平成30年6月15日から施行する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 次表に掲げる小中学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校若しくは特別支援学校（小学部又は中学部を設置しているものに限る。）又はこれらに準ずるものをいう。）の敷地の出入口の周囲100メートルの地域として別図に示す区域

市 町 村	小 中 学 校 等
函 館 市	函館市立青柳小学校 函館市立あさひ小学校 函館市立北星小学校 函館市立八幡小学校 函館市立千代ヶ岱小学校 函館市立中島小学校 函館市立千代田小学校 函館市立駒場小学校 函館市立北日吉小学校 函館市立湯川小学校 函館市立上湯川小学校 函館市立亀尾小中学校 函館市立鱒川小中学校 函館市立石崎小学校 函館市立中の沢小学校 函館市立昭和小学校 函館市立亀田小学校 函館市立赤川小学校 函館市立中央小学校 函館市立神山小学校 函館市立日新小学校 函館市立えさん小学校 函館市立楳法華小学校 函館市立磨光小学校 函館市立臼尻小学校 函館市立

大船小学校 函館市立青柳中学校 函館市立港中学校 函館市立巴中学校
函館市立湯川中学校 函館市立銭亀沢中学校 函館市立赤川中学校 函館
市立桔梗中学校 函館市立亀田中学校 函館市立五稜郭中学校 函館市立
潮光中学校 函館市立日新中学校 函館市立恵山中学校 函館市立楳法華
中学校 函館市立尾札部中学校 函館市立白尻中学校 函館三育小学校
遺愛女子中学校 函館白百合学園中学校 北海道函館盲学校

小樽市 小樽市立山の手小学校 小樽市立忍路中央小学校 小樽市立塩谷小学校
小樽市立高島小学校 小樽市立幸小学校 小樽市立長橋小学校 小樽市立
手宮中央小学校 小樽市立稲穂小学校 小樽市立花園小学校 小樽市立潮
見台小学校 小樽市立桜小学校 小樽市立望洋台小学校 小樽市立豊倉小
小学校 小樽市立朝里小学校 小樽市立張碓小学校 小樽市立桂岡小学校
小樽市立銭函小学校 小樽市立北陵中学校 小樽市立西陵中学校 小樽市
立菁園中学校 小樽市立松ヶ枝中学校 小樽市立向陽中学校 小樽市立潮
見台中学校 小樽市立桜町中学校 小樽市立望洋台中学校 小樽市立朝里
中学校 小樽市立銭函中学校 双葉中学校

旭川市 旭川市立旭川小学校 旭川市立旭川第一小学校 旭川市立旭川第二小学校
旭川市立旭川第五小学校 旭川市立愛宕小学校 旭川市立嵐山小学校 旭
川市立雨紛小学校 旭川市立江丹別小学校 旭川市立大町小学校 旭川市
立神楽小学校 旭川市立神楽岡小学校 旭川市立神居小学校 旭川市立啓
明小学校 旭川市立向陵小学校 旭川市立新富小学校 旭川市立高台小学
校 旭川市立台場小学校 旭川市立近文小学校 旭川市立近文第一小学校
旭川市立近文第二小学校 旭川市立忠和小学校 旭川市立千代ヶ岡小学校
旭川市立東栄小学校 旭川市立永山東小学校 旭川市立永山南小学校 旭
川市立西神楽小学校 旭川市立西御料地小学校 旭川市立東五条小学校
旭川市立旭川中学校 旭川市立旭川第二中学校 旭川市立嵐山中学校 旭
川市立江丹别中学校 旭川市立神楽中学校 旭川市立神居東中学校 旭川
市立啓北中学校 旭川市立光陽中学校 旭川市立桜岡中学校 旭川市立中
央中学校 旭川市立忠和中学校 旭川市立東光中学校 旭川市立永山南中
学校 旭川市立東鷹栖中学校 旭川市立北星中学校 旭川市立北門中学校
旭川市立明星中学校

室蘭市 室蘭市立みなと小学校 室蘭市立地球岬小学校 室蘭市立大沢小学校 室
蘭市立海陽小学校 室蘭市立高砂小学校 室蘭市立水元小学校 室蘭市立
知利別小学校 室蘭市立八丁平小学校 室蘭市立蘭北小学校 室蘭市立喜
門岱小学校 室蘭市立星蘭中学校 室蘭市立翔陽中学校 室蘭市立東明中
学校 室蘭市立桜蘭中学校 室蘭市立本室蘭中学校

釧路市 釧路市立釧路小学校 釧路市立中央小学校 釧路市立城山小学校 釧路市
立湖畔小学校 釧路市立桜が丘小学校 釧路市立鳥取小学校 釧路市立青
葉小学校 釧路市立朝陽小学校 釧路市立光陽小学校 釧路市立大楽毛小
学校 釧路市立清明小学校 釧路市立東雲小学校 釧路市立新陽小学校
釧路市立山花小学校 釧路市立愛国小学校 釧路市立鳥取西小学校 釧路
市立武佐小学校 釧路市立美原小学校 釧路市立昭和小学校 釧路市立興
津小学校 釧路市立鶴野小学校 釧路市立芦野小学校 釧路市立阿寒小学

校 釧路市立阿寒湖小学校 釧路市立音別小学校 釧路市立幣舞中学校
釧路市立北中学校 釧路市立春採中学校 釧路市立鳥取中学校 釧路市立
共栄中学校 釧路市立景雲中学校 釧路市立青陵中学校 釧路市立山花中
学校 釧路市立大楽毛中学校 釧路市立桜が丘中学校 釧路市立美原中
学校 釧路市立鳥取西中学校 釧路市立阿寒中学校 釧路市立阿寒湖中
学校 釧路市立音别中学校

帯広市 帯広市立帯広小学校 帯広市立西小学校 帯広市立柏小学校 帯広市立明
星小学校 帯広市立緑丘小学校 帯広市立北栄小学校 帯広市立光南小学
校 帯広市立東小学校 帯広市立啓西小学校 帯広市立稲田小学校 帯広
市立豊成小学校 帯広市立大空小学校 帯広市立栄小学校 帯広市立若葉
小学校 帯広市立広陽小学校 帯広市立花園小学校 帯広市立啓北小学校
帯広市立開西小学校 帯広市立明和小学校 帯広市立森の里小学校 帯広
市立つつじが丘小学校 帯広市立川西小学校 帯広市立清川小学校 帯広
市立広野小学校 帯広市立大正小学校 帯広市立愛国小学校 帯広市立帯
広第一中学校 帯広市立帯広第二中学校 帯広市立帯広第四中学校 帯広
市立帯広第五中学校 帯広市立帯広第七中学校 帯広市立帯広第八中学校
帯広市立大空中学校 帯広市立南町中学校 帯広市立西陵中学校 帯広市
立緑園中学校 帯広市立翔陽中学校 帯広市立川西中学校 帯広市立清川
中学校 帯広市立八千代中学校 北海道帯広養護学校 北海道帯広盲学校
北海道帯広聾学校

北見市 北見市立北小学校 北見市立上常呂小学校 北見市立常呂小学校
岩見沢市 岩見沢市立岩見沢小学校 岩見沢市立中央小学校 岩見沢市立南小学校
岩見沢市立志文小学校 岩見沢市立幌向小学校 岩見沢市立美園小学校
岩見沢市立日の出小学校 岩見沢市立第一小学校 岩見沢市立第二小学校
岩見沢市立北真小学校 岩見沢市立ムーブル小学校 岩見沢市立栗沢小学
校 岩見沢市立東光中学校 岩見沢市立光陵中学校 岩見沢市立緑中学校
岩見沢市立豊中学校 岩見沢市立上幌向中学校 岩見沢市立栗沢中学校

網走市 網走市立中央小学校 網走市立潮見小学校 網走市立西が丘小学校 網走
市立第一中学校 網走市立第二中学校 網走市立第三中学校 網走市立第
四中学校 網走市立第五中学校

留萌市 留萌市立留萌小学校 留萌市立東光小学校 留萌市立港北小学校 留萌市
立潮静小学校 留萌市立緑丘小学校 留萌市立留萌中学校 留萌市立港南
中学校

苫小牧市 苫小牧市立明野小学校 苫小牧市立泉野小学校 苫小牧市立糸井小学校
苫小牧市立植苗小中学校 苫小牧市立ウトナイ小学校 苫小牧市立清水小
学校 苫小牧市立澄川小学校 苫小牧市立大成小学校 苫小牧市立拓勇小
学校 苫小牧市立拓進小学校 苫小牧市立豊川小学校 苫小牧市立苫小牧
西小学校 苫小牧市立錦岡小学校 苫小牧市立日新小学校 苫小牧市立沼
ノ端小学校 苫小牧市立北星小学校 苫小牧市立北光小学校 苫小牧市立
美園小学校 苫小牧市立緑小学校 苫小牧市立明野中学校 苫小牧市立開
成中学校 苫小牧市立啓北中学校 苫小牧市立啓明中学校 苫小牧市立光
洋中学校 苫小牧市立青翔中学校 苫小牧市立沼ノ端中学校 苫小牧市立

苦小牧東中学校 苦小牧市立明倫中学校 苦小牧市立啓北中学校山なみ分校 苦小牧市立勇弘中学校 苦小牧市立凌雲中学校 苦小牧市立緑陵中学校 苦小牧市立和光中学校

稚内市 稚内市立稚内中央小学校 稚内市立稚内南小学校 稚内市立稚内東小学校 稚内市立声問小学校 稚内市立増幌小中学校 稚内市立宗谷小学校 稚内市立大岬小学校 稚内市立富磯小学校 稚内市立潮見が丘小学校 稚内市立天北小中学校 稚内市立稚内中学校 稚内市立稚内東中学校 稚内市立宗谷中学校 稚内市立潮見が丘中学校

芦別市 芦別市立芦別小学校 芦別市立上芦別小学校 芦別市立芦別中学校 芦別市立啓成中学校

江別市 江別市立江別第一小学校 江別市立江別第二小学校 江別市立豊幌小学校 江別市立江別太小学校 江別市立大麻小学校 江別市立対雁小学校 江別市立野幌小学校 江別市立東野幌小学校 江別市立大麻東小学校 江別市立大麻西小学校 江別市立中央小学校 江別市立大麻泉小学校 江別市立野幌若葉小学校 江別市立北光小学校 江別市立文京台小学校 江別市立いずみ野小学校 江別市立上江別小学校 江別市立江別第一中学校 江別市立江別第二中学校 江別市立江別第三中学校 江別市立野幌中学校 江別市立大麻東中学校 江別市立大麻中学校 江別市立江陽中学校 江別市立中央中学校

士別市 士別市立士別小学校 士別市立士別西小学校 士別市立士別南小学校 士別市立糸魚小学校 士別市立上士別小学校 士別市立中士別小学校 士別市立多寄小学校 士別市立温根別小学校 士別市立士別南中学校 士別市立朝日中学校 士別市立上士別中学校 士別市立多寄中学校

三笠市 三笠市立岡山小学校 三笠市立三笠小学校 三笠市立萱野中学校 三笠市立三笠中学校

千歳市 千歳市立千歳小学校 千歳市立北進小学校 千歳市立北栄小学校 千歳市立末広小学校 千歳市立緑小学校 千歳市立千歳第二小学校 千歳市立駒里小学校 千歳市立支笏湖小学校 千歳市立日の出小学校 千歳市立信濃小学校 千歳市立高台小学校 千歳市立東小学校 千歳市立祝梅小学校 千歳市立桜木小学校 千歳市立向陽台小学校 千歳市立北陽小学校 千歳市立泉沢小学校 千歳市立千歳中学校 千歳市立北進中学校 千歳市立青葉中学校 千歳市立東千歳中学校 千歳市立駒里中学校 千歳市立富丘中学校 千歳市立北斗中学校 千歳市立向陽台中学校 千歳市立勇舞中学校

滝川市 滝川市立滝川第一小学校 滝川市立滝川第二小学校 滝川市立滝川第三小学校 滝川市立西小学校 滝川市立江部乙小学校 滝川市立東小学校 滝川市立江陵中学校 滝川市立開西中学校 滝川市立江部乙中学校

砂川市 砂川市立砂川小学校 砂川市立豊沼小学校 砂川市立中央小学校 砂川市立空知太小学校 砂川市立北光小学校 砂川市立砂川中学校 砂川市立石山中学校

深川市 深川市立深川小学校 深川市立一已小学校 深川市立北新小学校 深川市立納内小学校 深川市立音江小学校 深川市立多度志小学校 深川市立深

川中学校 深川市立一已中学校

富良野市 富良野市立富良野小学校 富良野市立東小学校 富良野市立麓郷小中学校 富良野市立布部小中学校 富良野市立鳥沼小学校 富良野市立布礼別小学校 富良野市立樹海小学校 富良野市立山部小学校 富良野市立富良野東中学校 富良野市立富良野西中学校 富良野市立樹海中学校 富良野市立山部中学校

登別市 登別市立幌別小学校 登別市立幌別西小学校 登別市立幌別東小学校 登別市立青葉小学校 登別市立鷺別小学校 登別市立若草小学校 登別市立登別小学校 登別市立富岸小学校 登別市立幌別中学校 登別市立西陵中学校 登別市立鷺別中学校 登別市立登別中学校 登別市立緑陽中学校 北海道登別明日中等教育学校

恵庭市 恵庭市立恵庭小学校 恵庭市立島松小学校 恵庭市立柏小学校 恵庭市立和光小学校 恵庭市立若草小学校 恵庭市立恵み野小学校 恵庭市立恵み野旭小学校 恵庭市立恵庭中学校 恵庭市立恵北中学校 恵庭市立恵明中学校 恵庭市立柏陽中学校 恵庭市立恵み野中学校

伊達市 伊達市立伊達小学校 伊達市立稀府小学校 伊達市立関内小学校 伊達市立東小学校 伊達市立星の丘小学校 伊達市立大滝小学校 伊達市立光陵中学校 伊達市立星の丘中学校

北広島市 北広島市立東部小学校 北広島市立西部小学校 北広島市立大曲小学校 北広島市立北の台小学校 北広島市立大曲東小学校 北広島市立双葉小学校 北広島市立緑ヶ丘小学校 北広島市立東部中学校 北広島市立西部中学校 北広島市立西の里中学校 北広島市立広葉中学校 北広島市立緑陽中学校

北斗市 北斗市立石別小学校 北斗市立沖川小学校 北斗市立久根別小学校 北斗市立島川小学校 北斗市立浜分小学校 北斗市立茂辺地小学校 北斗市立茂辺地中学校 北斗市立石別中学校 北斗市立大野中学校 北斗市立上磯中学校 北斗市立浜分中学校 北海道七飯養護学校おしま学園分校

当別町 当別町立当別小学校 当別町立西当別小学校 当別町立当別中学校 当別町立西当別中学校

七飯町 七飯町立大中山小学校 七飯町立七重小学校 七飯町立峠下小学校 七飯町立大沼小学校 七飯町立軍川小学校 七飯町立東大沼小学校 七飯町立大中山中学校 七飯町立七飯中学校 七飯町立大沼中学校

鹿部町 鹿部町立鹿部小学校 鹿部町立鹿部中学校

八雲町 八雲町立落部小学校 八雲町立東野小学校 八雲町立野田生小学校 八雲町立浜松小学校 八雲町立八雲小学校 八雲町立熊石小学校 八雲町立落部中学校 八雲町立八雲中学校 八雲町立熊石中学校

ニセコ町 ニセコ町立ニセコ小学校 ニセコ町立近藤小学校 ニセコ町立ニセコ中学校 北海道インターナショナルスクールニセコ校

真狩村 真狩村立真狩小学校 真狩村立御保内小学校 真狩村立真狩中学校

倶知安町 倶知安町立倶知安小学校 倶知安町立北陽小学校 倶知安町立東小学校

俱知安町立西小学校 俱知安町立西小学校樺山分校 俱知安町立俱知安中学校

共和町 共和町立東陽小学校 共和町立西陵小学校 共和町立北辰小学校 共和町立共和中学校

奈井江町 奈井江町立奈井江小学校 奈井江町立奈井江中学校

秩父別町 秩父別町立秩父別小学校 秩父別町立秩父別中学校

沼田町 沼田町立沼田小学校 沼田町立沼田中学校

東神楽町 東神楽町立東聖小学校 東神楽町立東神楽小学校 東神楽町立東神楽中学校

当麻町 当麻町立当麻小学校 当麻町立字園別小学校

中富良野町 中富良野町立中富良野小学校 中富良野町立旭中小学校 中富良野町立宇文小学校 中富良野町立西中小学校 中富良野町立本幸小学校 中富良野町立中富良野中学校

小平町 小平町立小平小学校 小平町立鬼鹿小学校

利尻町 利尻町立杓形小学校 利尻町立仙法志小学校 利尻町立利尻中学校

利尻富士町 利尻富士町立鴛泊小学校 利尻富士町立利尻小学校 利尻富士町立鴛泊中学校 利尻富士町立鬼脇中学校

美幌町 美幌町立美幌小学校 美幌町立東陽小学校 美幌町立旭小学校 美幌町立美幌中学校 美幌町立北中学校

清里町 清里町立清里小学校

遠軽町 遠軽町立安国小学校 遠軽町立遠軽小学校 遠軽町立東小学校 遠軽町立南小学校 遠軽町立丸瀬布小学校 遠軽町立安国中学校 遠軽町立遠軽中学校 遠軽町立南中学校 遠軽町立丸瀬布中学校

大空町 大空町立女満別小学校 大空町立東藻琴小学校 大空町立女満別中学校 大空町立東藻琴中学校

白老町 白老町立虎杖小学校

洞爺湖町 洞爺湖町立虻田小学校 洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校 洞爺湖町立とうや小学校 洞爺湖町立虻田中学校 洞爺湖町立洞爺中学校

浦河町 浦河町立浦河小学校 浦河町立浦河東部小学校 浦河町立荻伏小学校 浦河町立浦河第二中学校 浦河町立荻伏中学校

様似町 様似町立様似小学校 様似町立様似中学校

音更町 音更町立音更小学校 音更町立下音更小学校 音更町立駒場小学校 音更町立木野東小学校 音更町立柳町小学校 音更町立緑陽台小学校 音更町立鈴蘭小学校 音更町立音更中学校 音更町立下音更中学校 音更町立駒場中学校 音更町立共栄中学校

士幌町 士幌町立士幌小学校

中札内村 中札内村立上札内小学校 中札内村立中札内中学校

幕別町 幕別町立幕別小学校 幕別町立古舞小学校 幕別町立白人小学校 幕別町

立札内南小学校 幕別町立札内北小学校 幕別町立忠類小学校 幕別町立幕別中学校 幕別町立糠内中学校 幕別町立札内中学校 幕別町立札内東中学校

池田町 池田町立池田小学校 池田町立高島小学校 池田町立利別小学校 池田町立池田中学校

豊頃町 豊頃町立大津小学校 豊頃町立豊頃中学校

本別町 本別町立勇足小学校 本別町立仙美里小学校 本別町立本別中学校 本別町立勇足中学校

浦幌町 浦幌町立浦幌小学校 浦幌町立浦幌中学校

釧路町 釧路町立富原小学校 釧路町立遠矢小学校 釧路町立別保小学校 釧路町立富原中学校 釧路町立遠矢中学校 釧路町立別保中学校

標茶町 標茶町立標茶小学校 標茶町立磯分内小学校 標茶町立虹別小学校 標茶町立中茶安別小中学校 標茶町立塘路小中学校 標茶町立沼幌小学校 標茶町立標茶中学校 標茶町立虹別中学校

別海町 別海町立別海中央小学校 別海町立中春別小学校 別海町立野付小学校 別海町立上春別小学校 別海町立中西別小学校 別海町立西春別小学校 別海町立上西春別小学校 別海町立上風連小学校 別海町立別海中央中学校 別海町立中春別中学校 別海町立野付中学校 別海町立上春別中学校 別海町立中西別中学校 別海町立西春別中学校 別海町立上風連中学校

中標津町 中標津町立中標津小学校 中標津町立計根別学園

「別図」は省略し、その図面を経済部観光局に備え置いて閲覧に供する。

2 次表に掲げる住専地域等（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域又はこれらに準ずる地域をいう。）

市 町	住 専 地 域 等
函 館 市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
小 樽 市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 地区計画「星野町地区」のうち低層専用住宅地区 地区計画「幸地区」のうち低層一般住宅C地区 地区計画「新光町地区」のうち低層専用住宅地区及び集合住宅地区 地区計画「星野ニュータウン地区」のうち低層専用住宅地区及び低層一般住宅地区
旭 川 市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 地区計画「北彩都あさひかわ地区」のうち北彩都住宅A地区、北彩都住宅B地区及び北彩都都心居住A地区 地区計画「ファームヒルズ嵐山地区」 地区計画「パークアベニュー忠和地区」 地区計画「コンコードパーク緑が丘地区」のうち低層住宅地区 優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき指定する優良田園住宅建設区域のうち「東桜岡優良田園

	住宅地区」		
室蘭市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
釧路市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
帯広市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
網走市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
苫小牧市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 地区計画「ウトナイ地区」のうち住宅地区 地区計画「植苗星ヶ丘地区」のうち低層住宅地区		
稚内市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
江別市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
名寄市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
千歳市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 地区計画「根志越第二地区」のうち住宅B地区 地区計画「根志越第三地区」のうち住宅A地区及び住宅B地区		
砂川市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
富良野市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
登別市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
恵庭市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 地区計画「花の田園住宅地区」		
北広島市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
石狩市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
北斗市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
八雲町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		

倶知安町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
共和町	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
岩内町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
東神楽町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
上富良野町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
美幌町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
斜里町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
遠軽町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
白老町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
洞爺湖町	第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
音更町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
幕別町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
本別町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
浦幌町	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
釧路町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域		
厚岸町	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
標茶町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
中標津町	第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		

北海道告示第242号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定番号 第373号
 (2) 指定の区域 石狩郡当別町字高岡2098番4、14、2425番2（以上3筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
 (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号
- 2(1) 指定番号 第374号
 (2) 指定の区域 古平郡古平町大字浜町1857番（指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ
- 3(1) 指定番号 第375号
 (2) 指定の区域 積丹郡積丹町美国町字丸山658番、ヤケノ沢672番9、32、33、50、51、52、57、60、船澗1871番（以上10筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ
- 4(1) 指定番号 第376号
 (2) 指定の区域 虻田郡倶知安町字旭203番1、2（以上2筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号
- 5(1) 指定番号 第377号
 (2) 指定の区域 虻田郡倶知安町字旭161番1、2、4、203番1（以上4筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号
- 6(1) 指定番号 第378号
 (2) 指定の区域 野付郡別海町別海2番2、4（以上2筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号
- 7(1) 指定番号 第379号
 (2) 指定の区域 有珠郡壮瞥町字昭和新山45番1、2（以上2筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第2号
- 8(1) 指定番号 第380号
 (2) 指定の区域 有珠郡壮瞥町字立香107番58（指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第2号
- 9(1) 指定番号 第381号

- (2) 指定の区域 瀬棚郡今金町字田代378番15（指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号）第12条の31第2号
 （「指定区域を明示した平面図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課及び石狩振興局保健環境部環境生活課、後志総合振興局保健環境部環境生活課、根室振興局保健環境部環境生活課、胆振総合振興局保健環境部環境生活課又は檜山振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第243号

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

図書類の種別	図書コード	図 書 類 名	発行人、制作所、受審会社等の名称	発行日
書籍	9784778315924	エロマンガ表現史	株式会社太田出版	平成29年11月9日発行
同	9784865371086	ググってはいけない禁断の言葉2018	株式会社鉄人社	平成30年1月1日発行
雑誌	64245-73	裏ッ!デラックス	株式会社三オブックス	平成28年6月1日発行
同	67610-38	100%ムックシリーズIP!スペシャルおとなのインターネット2017	株式会社晋遊舎	平成29年5月1日発行

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の退任の届出があった。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成29.12.18	理事	齊藤 章	滝川市滝の川町東3丁目9番4号
平成30.2.28	理事	川端 義幸	日高郡新ひだか町三石富沢295番地の2

北海道告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成30年3月14日、下川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（中小屋東地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成30年4月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 河東郡上士幌町字上士幌256・257の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第248号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 小樽市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 解除の理由 鉄道用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 雨竜郡幌加内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに小樽市役所及び幌加内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第249号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 沙流郡平取町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第250号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町大成区長磯64の2（国有林）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第251号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第252号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡新ひだか町

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第253号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安 中川郡池田町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、

林の所在場所

網走郡美幌町・沙流郡日高町・上川郡清水町・池田町
(以上4町について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

池田町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、美幌町・日高町・清水町・池田町
(以上4町について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第254号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 通知の内容 平成30年北海道告示第176号

(2) 所在が不明な者 三井 佛

(3) 掲示場所 本別町役場

2(1) 通知の内容 平成30年北海道告示第176号

(2) 所在が不明な者 木田 美津子、副島 幸子

(3) 掲示場所 陸別町役場

3(1) 通知の内容 平成30年北海道告示第198号

(2) 所在が不明な者 谷方 貞夫、幅崎 京松

(3) 掲示場所 北見市役所

4(1) 通知の内容 平成30年北海道告示第198号

(2) 所在が不明な者 今村 一哉、采田 トヨ

(3) 掲示場所 むかわ町役場

5(1) 通知の内容 平成30年北海道告示第198号

- (2) 所在が不明な者 山本 洋子
- (3) 掲 示 場 所 陸別町役場
- 6(1) 通 知 の 内 容 平成30年北海道告示第210号
- (2) 所在が不明な者 坂田 チヨ
- (3) 掲 示 場 所 芦別市役所
- 7(1) 通 知 の 内 容 平成30年北海道告示第210号
- (2) 所在が不明な者 岸本 敏雄
- (3) 掲 示 場 所 北竜町役場

北海道告示第255号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 通 知 の 内 容 平成30年北海道告示第174号
- (2) 所在が不明な者 青山 金一、石垣 イミ、石垣 栄、奥津 和、加藤 久松、清野 義弘、齊藤 翠、佐藤 栄吉、佐藤 洵、佐藤 義晴、高田 幸茂、夏井 洋子、針金 八郎、前川 市蔵、榎 勝美、森本 正勝
- (3) 掲 示 場 所 利尻町役場
- 2(1) 通 知 の 内 容 平成30年北海道告示第174号
- (2) 所在が不明な者 大谷 金松、上出 徳一郎、対馬 義雄、西野 清太郎、山城 又吉、若松 敏一、渡部 与四郎
- (3) 掲 示 場 所 礼文町役場

北海道告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 函館南茅部線	函館市日吉町2丁目16番198地先から 同市滝沢町3番2地先まで	平成30. 3.30

北海道告示第257号

石狩川水系に係る一級河川モエレ中野川について、河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

次の図面（第1号図）の緑色で着色した区域内の土地（「次の図面」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第258号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
川内2の沢川（Ⅱ-04-0130）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市川内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
川内1の沢川（Ⅰ-04-0140）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市柏町、川内、美唄市字光珠内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
菅原の沢川（Ⅱ-04-0160）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市柏町、川内、美唄市字光珠内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
佐々木の沢川（Ⅰ-04-0170）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

<p>三笠市柏町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 美園町2の沢川（I-04-0180）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 三笠市美園町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幾春別小学校（0-70-436）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市弥生桜木町、奔別新町、奔別町、幾春別千住町、幾春別町4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山鼻川2の沢川（I-01-0180）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藻岩下、藻岩下5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山鼻川3の沢川（I-01-0190）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藻岩下、藻岩下1丁目、藻岩下2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山鼻川5の沢川（I-01-0210）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区南32条西11丁目、南33条西11丁目、藻岩山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号</p>	<p>藻岩下3丁目の沢川（I-H28-002）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区南38条西11丁目、藻岩下2丁目、藻岩山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 地下鉄裏の沢川（Ⅲ-01-022）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区真駒内、澄川、澄川4条12丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌真駒内柏丘12丁目1（Ⅱ-0-129-129）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区真駒内柏丘7丁目、真駒内柏丘12丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌清田5条2丁目（I-0-587-3005）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市清田区清田4条1丁目、清田5条1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌北野3条4丁目（I-0-250-250）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市清田区北野3条4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌北野1条2丁目2（I-0-H17-012）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市清田区北野1条2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>
---	--

- 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌北野5条4丁目2 (I-0-590-3008)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市清田区北野5条4丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌北野4条4丁目3 (II-0-H17-0005)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市清田区北野4条4丁目、北野5条4丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌北野4条4丁目2 (III-0-H17-0001)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市清田区北野4条4丁目、北野5条4丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌北野4条4丁目1 (I-0-H17-0012)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市清田区北野4条4丁目、北野5条4丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
茂尻元町沢川 (I-05-1070)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
赤平市茂尻栄町5丁目、茂尻元町南4丁目、茂尻元町南5丁目、茂尻元町北4丁目、茂尻元町北5丁目、茂尻元町北6丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
モトマチ川 (I-05-1080)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
赤平市茂尻栄町2丁目、茂尻栄町5丁目、茂尻元町南2丁目、茂尻元町南3丁目、茂

- 尻元町南4丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西豊里沢川 (I-05-2100)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
赤平市東豊里町、西豊里町、豊丘町3丁目、北文京町5丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
若木中央川 (I-05-2110)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
赤平市西豊里町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
若木寺沢川 (I-05-2120)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
赤平市若木町西1丁目、若木町北1丁目、若木町東5丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
加藤の沢川 (II-05-2130)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
赤平市西豊里町、若木町北4丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
吉中川 (II-05-2140)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
赤平市若木町西5丁目、西豊里町、幌岡町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
幅崎の沢 (II-23-0580)

<p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 茅部郡森町字三岱、字濁川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 発電所の沢（Ⅰ-23-0530）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 茅部郡森町字濁川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 鉢呂の沢北の沢（Ⅰ-23-0591）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 茅部郡森町字濁川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 鉢呂の沢（Ⅰ-23-0590）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 茅部郡森町字濁川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 道林の沢（Ⅱ-23-0550）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 茅部郡森町字濁川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 藤木の沢（Ⅱ-23-0560）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 茅部郡森町字三岱、字濁川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号</p>	<p>朝倉の沢（Ⅱ-23-0570）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 茅部郡森町字三岱、字濁川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 新伏美一の沢川（Ⅱ-81-0320）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 河西郡芽室町洪山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 洪山二の沢川（Ⅱ-81-0330）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 河西郡芽室町洪山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 洪山学校沢（Ⅰ-81-0340）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 河西郡芽室町洪山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ⅠCの沢川（Ⅱ-81-0350）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 河西郡芽室町祥栄（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 北明学校沢（Ⅰ-81-0370）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 河西郡芽室町北明（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p>
---	---

- 39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西土狩一の沢川（Ⅱ－81－0380）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
河西郡芽室町西土狩（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西土狩二の沢川（Ⅱ－81－0390）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
河西郡芽室町西土狩（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西伏美牧場三の沢川（Ⅲ－81－014）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
河西郡芽室町伏美（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西伏美橋沢川（Ⅲ－81－015）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
河西郡芽室町伏美（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 43(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
北五線二の沢川（Ⅲ－81－017）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
河西郡芽室町西土狩（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 44(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
佐藤の沢川（Ⅱ－81－0010）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡幕別町字新川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 45(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
柴山の沢川（Ⅱ－81－0020）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡幕別町字軍岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 46(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
樋口の沢川（Ⅱ－81－0030）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡幕別町字軍岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 47(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
八太の沢川（Ⅱ－81－0040）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡幕別町字南勢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 48(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
福島沢川（Ⅱ－81－0060）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡幕別町字南勢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 49(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
長崎の沢川（Ⅱ－81－0090）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡幕別町字弘和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 50(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大町の沢川（Ⅰ－81－0100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡幕別町字中里（次の図のとおり）

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>51(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 松岡の沢川（Ⅱ-81-0110）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字糠内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>52(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 箕浦の沢川（Ⅱ-81-0120）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字美川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>53(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 糠内の沢川（Ⅱ-81-0130）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字明倫、字糠内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>54(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 福家の沢川（Ⅱ-81-0140）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字南勢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>55(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 田中の沢川（Ⅱ-81-0150）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字猿別、字豊岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>56(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 松木の沢川（Ⅱ-81-0160）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示</p>	<p>中川郡幕別町字豊岡、字千住（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>57(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山田の沢川（Ⅰ-81-0170）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字豊岡、字千住（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>58(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 二瓶の沢川（Ⅱ-81-0180）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字豊岡、字千住（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>59(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山口の沢川（Ⅱ-81-0190）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字日新（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>60(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桜井の沢川（Ⅰ-81-0210）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字依田（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>61(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 佐々木の沢川（Ⅱ-81-0220）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字依田（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>62(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西田の沢川（Ⅱ-81-0240）</p>
--	--

<p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字途別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>63(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中村の沢川（Ⅱ-81-0250）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字途別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>64(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桜井の沢川（Ⅱ-81-0260）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字途別、字古舞（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>65(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 古舞二の沢川（Ⅱ-81-0270）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字古舞（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>66(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 北1号の沢川（Ⅲ-81-001）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字五位（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>67(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 富岡の沢川（Ⅲ-81-003）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字豊岡、字千住（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>68(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号</p>	<p>山口の沢川（Ⅲ-81-004）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字日新（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>69(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山口二の沢川（Ⅲ-81-005）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字日新、字千住（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>70(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中三平二の沢川（Ⅲ-81-006）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字日新、字途別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>71(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 古舞三の沢川（Ⅲ-81-007）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町字栄（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>72(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東宝の沢川（Ⅱ-83-0080）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町忠類東宝（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>73(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 元忠類の沢川（Ⅱ-83-0090）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡幕別町忠類元忠類、忠類明和（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p>
--	---

- 74(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
登別川右2の沢川（Ⅱ-33-1480）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
登別市中登別町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 75(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ミズモト沢川（Ⅰ-33-0960）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市水元町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 76(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大学の沢川（Ⅰ-33-0970）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市水元町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 77(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
奥鷺別川（Ⅰ-33-0980）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市水元町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 78(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恋隠し川1の沢川（Ⅰ-33-0280）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市港北町4丁目、港北町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 79(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恋隠し川3の沢川（Ⅰ-33-0310）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市港北町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 80(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恋隠し3の沢川（Ⅱ-33-0320）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市港北町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 81(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恋隠し川左4の沢（Ⅱ-33-0330）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市港北町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 82(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ヤムクシナイ川（Ⅰ-33-0340）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市港北町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 83(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恋隠し川右1の沢（Ⅱ-33-0350）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市港北町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 84(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恋隠し川2の沢川（Ⅰ-33-0360）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市港北町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 85(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恋隠し川右2の沢川（Ⅰ-33-0370）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市港北町5丁目（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 86(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恋隠し川右3の沢川（I-33-0380）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市港北町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 87(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恋隠し1の沢川（I-33-0390）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市港北町4丁目、港北町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 88(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恋隠し川右4の沢川（I-33-0400）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市港北町4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 89(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恋隠し川下1の沢川（I-33-0260）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市港北町2丁目、柏木町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 90(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
月浦川（I-32-0720）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町月浦
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 91(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
青葉町沢川（I-32-0461）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 虻田郡洞爺湖町青葉町
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 92(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
赤川（I-32-0480）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町三豊
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 93(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
板谷川左沢川（II-32-0490）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町泉
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 94(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
葬祭場の沢川（I-32-0400）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町清水
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 95(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
フレナイ川（II-32-0440）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町清水
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 96(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
虻田高砂町（I-3-322-1962）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町高砂町、泉
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 97(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
上砂川緑が丘4条3丁目（I-0-333-333）

<p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 空知郡上砂川町緑が丘、字鶉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>98(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上砂川緑が丘4条1丁目（Ⅰ-0-335-335）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 空知郡上砂川町緑が丘、字鶉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>99(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上砂川鶉4条3丁目1（Ⅱ-0-304-304）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉、字鶉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>100(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 右2の沢川（Ⅰ-05-0110）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 空知郡上砂川町下鶉、字鶉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>101(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 鶉橋の沢川（Ⅰ-05-0120）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 空知郡上砂川町下鶉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>102(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 相生橋沢川（Ⅰ-05-0130）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>103(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号</p>	<p>武藤の沢川（Ⅰ-05-0160）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 空知郡上砂川町朝駒3条2丁目、字上砂川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>104(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 本町沢川（Ⅰ-05-0190）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 空知郡上砂川町本町、字上砂川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>105(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 希望橋右岸沢川（Ⅰ-05-0210）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 空知郡上砂川町東町、字西山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>106(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東町沢川（Ⅰ-05-0220）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 空知郡上砂川町東町、字西山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>107(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東山橋沢川（Ⅰ-05-0230）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 空知郡上砂川町東山、字西山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>108(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 古宇左1の沢川（Ⅱ-14-0080）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字神恵内村、字川向（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p>
---	---

- 109(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
上仁頃川1の沢(Ⅱ-72-1420)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市上仁頃(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 110(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
富里川(Ⅱ-72-1430)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市上仁頃(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 111(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
青山川小沢(Ⅱ-72-1460)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市上仁頃(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 112(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
上仁頃右の沢(Ⅱ-72-1470)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市上仁頃(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 113(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
上大間の沢左の沢(Ⅲ-72-071)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市上仁頃(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 114(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
上大間の沢(Ⅲ-72-072)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市上仁頃(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 115(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
上大間の沢右の沢(Ⅲ-72-073)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市上仁頃(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 116(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
沢野川1の沢川(Ⅱ-72-1410)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市大和(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 117(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
端野峠右の沢(Ⅲ-72-068)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市仁頃町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 118(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大和の沢(Ⅲ-72-069)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市大和(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (次の図)は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第259号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 三笠市奔別新町（Ⅰ－０－３２３－３２３）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
三笠市奔別新町、弥生桜木町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三笠幾春別町４丁目（Ⅰ－０－３２５－３２５）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
三笠市幾春別町３丁目、幾春別町４丁目、幾春別錦町２丁目、奔別町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三笠桂沢（Ⅰ－０－３２６－３２６）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
三笠市桂沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三笠いちきしり（Ⅱ－０－２６７－２６７）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
三笠市いちきしり、川内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三笠柏町（Ⅱ－０－２７３－２７３）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 三笠市柏町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三笠幾春別町３丁目（Ⅱ－０－２８５－２８５）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
三笠市幾春別町３丁目、幾春別町４丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三笠錦町１丁目（Ⅱ－０－２８６－２８６）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
三笠市幾春別錦町１丁目、幾春別町１丁目、幾春別滝見町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三笠東清住町２（Ⅲ－０－２１７－２１７）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
三笠市東清住町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三笠東清住町３（Ⅲ－０－２１８－２１８）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
三笠市東清住町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 湯の沢川（I-04-0290）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市桂沢、西桂沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 変電所沢川（I-04-0300）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市桂沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 山鼻川（I-01-0170）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藻岩下、藻岩下5丁目、藻岩山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 山鼻川5の沢川2（I-H28-001）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区南32条西11丁目、藻岩山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>	<p>札幌藻岩山12（I-0-116-116）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区南32条西11丁目、南33条西11丁目、藻岩山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藻岩下1丁目1（II-0-55-55）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藻岩下1丁目、藻岩下（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藻岩下1丁目2（II-0-56-56）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藻岩下1丁目、藻岩下2丁目、藻岩下、南36条西11丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藻岩下2丁目1（II-0-57-57）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藻岩下1丁目、藻岩下2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藻岩下1丁目3（II-0-58-58）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
--	---

<p>札幌市南区藻岩下1丁目、藻岩下2丁目、藻岩下（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藻岩下1丁目4（Ⅱ-0-59-59）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藻岩下2丁目、藻岩下5丁目、藻岩下（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藻岩下3丁目（Ⅱ-0-60-60）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藻岩下2丁目、藻岩下3丁目、藻岩山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藻岩下2丁目2（Ⅲ-0-13-13）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藻岩下2丁目、南37条西11丁目、南38条西11丁目、藻岩山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌南39条西11丁目（Ⅰ-0-118-118）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区南38条西11丁目、南39条西11丁目、藻岩山、藻岩下（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藻岩下1丁目5（Ⅱ-0-H28-001）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藻岩下1丁目、藻岩下（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内東町1丁目（Ⅰ-0-209-209）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内東町1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内柏丘1丁目1（Ⅰ-0-210-210）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内柏丘1丁目、真駒内柏丘2丁目、真駒内柏丘3丁目、真駒内柏丘4丁目、真駒内柏丘6丁目、真駒内幸町1丁目、真駒内公園（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内柏丘7丁目（Ⅰ-0-211-211）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内柏丘5丁目、真駒内柏丘7丁目、真駒内柏丘8丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>
---	---

<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内柏丘8丁目（Ⅰ-0-212-212）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内柏丘7丁目、真駒内柏丘8丁目、真駒内柏丘9丁目、真駒内柏丘12丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内柏丘12丁目2（Ⅲ-0-79-79）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内柏丘12丁目、石山1条1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内柏丘11丁目（Ⅰ-0-213-213）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内柏丘10丁目、真駒内柏丘11丁目、真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内3（Ⅰ-0-231-231）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内南町6丁目、真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌清田6条2丁目（Ⅰ-0-244-244）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市清田区清田5条2丁目、清田6条1丁目、清田6条2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌清田6条1丁目1（Ⅰ-0-245-245）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市豊平区羊ヶ丘、清田区清田6条1丁目、清田7条1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌清田6条1丁目2（Ⅰ-0-246-246）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市豊平区羊ヶ丘、清田区清田5条1丁目、清田6条1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌清田3条2丁目（Ⅰ-0-247-247）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市清田区清田、清田2条3丁目、清田3条3丁目、清田4条4丁目、清田5条4丁目、清田6条4丁目、真栄（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌清田6（Ⅲ-0-118-118）</p>
---	---

<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市清田区清田（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌清田4（Ⅱ-0-568-2349）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市清田区清田、清田8条2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌清田5（Ⅰ-0-586-3004）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市清田区清田、清田7条3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌清田3（Ⅰ-0-242-242）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市清田区清田、清田7条3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌清田7条4丁目（Ⅰ-0-243-243）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市清田区清田7条4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真栄5条1丁目（Ⅰ-0-238-238）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市清田区真栄5条1丁目、真栄6条1丁目、清田7条3丁目、清田8条3丁目、 清田9条3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌北野5条1丁目（Ⅰ-0-H17-008）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市清田区北野4条1丁目、北野5条1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌北野1条2丁目（Ⅱ-0-183-183）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市清田区北野1条2丁目、北野2条2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌北野1条2丁目1（Ⅰ-0-H17-011）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市清田区北野1条2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
--	---

<p>次の図のとおり</p> <p>44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌北野5条4丁目3 (I-0-591-3009)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市清田区北野5条4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌北野5条4丁目1 (I-0-251-251)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市清田区北野4条4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 桜木の沢川 (I-05-0960)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市桜木町3丁目、桜木町4丁目、桜木町5丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、 昭和町3丁目、昭和町6丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本間の沢川 (I-05-0980)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市美園町3丁目、美園町4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>	<p>和気の沢川 (I-05-0990)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市美園町3丁目、美園町4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 美園沢川 (I-05-1010)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市美園町1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幌倉小学校沢川 (I-05-2170)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市幌岡町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平美園町3丁目1 (I-0-429-429)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市美園町3丁目、美園町4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平美園町3丁目2 (I-0-430-430)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市美園町3丁目 (次の図のとおり)</p>
--	---

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平美園町2丁目（I-0-432-432）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市美園町1丁目、美園町2丁目、美園町3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平桜木町4丁目（I-0-433-433）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市桜木町4丁目、桜木町5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平大町4丁目（I-0-435-435）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市大町4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平若木町西6丁目（I-0-437-437）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市若木町西2丁目、若木町西3丁目、若木町西6丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>	<p>次の図のとおり</p> <p>57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平若木町北1丁目（I-0-438-438）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市若木町北1丁目、若木町北2丁目、若木町東5丁目、若木町西1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平若木町東5丁目（I-0-439-439）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市若木町東5丁目、若木町北1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平西豊里町1（I-0-440-440）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市西豊里町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平東豊里町1（I-0-441-441）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町、豊丘町3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	--

<p>赤平東豊里町2 (I-0-442-442)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市東豊里町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平茂尻本町1丁目 (I-0-443-443)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市茂尻本町1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平美園町3丁目3 (II-0-364-364)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市美園町3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平若木町西1丁目1 (II-0-373-373)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市若木町西1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平幌岡1 (II-0-374-374)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市幌岡町 (次の図のとおり)</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平北文京町2丁目 (II-0-375-375)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市北文京町2丁目、北文京町5丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平西豊里町2 (II-0-377-377)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市西豊里町、東豊里町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平西豊里町3 (II-0-378-378)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市西豊里町、東豊里町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 赤平若木町西1丁目2 (III-0-266-266)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 赤平市若木町西1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
--	---

- 次の図のとおり
- 70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
赤平東豊里町21（Ⅲ－0－273－273）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
赤平市東豊里町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
赤平西豊里町4（Ⅲ－0－274－274）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
赤平市西豊里町、東豊里町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
竹田の沢（Ⅱ－23－0540）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡森町字濁川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
沢田の沢（Ⅱ－23－0600）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡森町字濁川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
森濁川4（Ⅱ－2－243－1026）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡森町字濁川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
森濁川3（Ⅱ－2－242－1025）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡森町字濁川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
砂原彦潤（Ⅰ－2－332－1370）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
茅部郡森町字砂原5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芽室東6条10丁目（Ⅰ－8－45－2691）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
河西郡芽室町東6条10丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芽室西3条7丁目（Ⅱ－8－58－2065）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
河西郡芽室町西3条7丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 茅室西士狩（Ⅲ－８－２６－７２７）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河西郡茅室町西士狩（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 茅室美蔓（Ⅲ－８－２７－７２８）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河西郡茅室町北茅室（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 茅室東４条１０丁目（Ⅲ－８－２９－７３０）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河西郡茅室町東４条１０丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 茅室東１条１０丁目（Ⅲ－８－３０－７３１）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河西郡茅室町東１条１０丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 茅室洪山（Ⅲ－８－３１－７３２）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河西郡茅室町洪山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 茅室東伏美（Ⅲ－８－３２－７３３）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河西郡茅室町伏美（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 西伏美牧場川（Ⅱ－８１－０３１０）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河西郡茅室町伏美（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 西士狩三の沢川（Ⅰ－８１－０４００）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河西郡茅室町西士狩（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 西伏美牧場二の沢川（Ⅲ－８１－０１３）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
--	--

<p>河西郡芽室町伏美（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>88(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北五線の沢川（Ⅲ-81-016）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河西郡芽室町西土狩（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>89(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北五線四の沢川（Ⅲ-81-019）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河西郡芽室町西土狩（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>90(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幕別豊岡1（Ⅰ-8-21-2667）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡幕別町字豊岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>91(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幕別猿別1（Ⅰ-8-22-2668）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡幕別町字猿別、字豊岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>92(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幕別錦町2（Ⅱ-8-24-2031）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡幕別町錦町、寿町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>93(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幕別途別1（Ⅱ-8-25-2032）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡幕別町字途別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>94(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幕別途別2（Ⅱ-8-26-2033）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡幕別町字途別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>95(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幕別豊岡3（Ⅱ-8-28-2035）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡幕別町字豊岡、字千住（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>96(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	---

<p>幕別猿別3 (II-8-30-2037)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡幕別町字猿別、字豊岡 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>97(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幕別糠内2 (II-8-32-2039)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡幕別町字糠内 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>98(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幕別五位 (II-8-33-2040)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡幕別町字五位 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>99(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幕別依田 (III-8-8-709)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡幕別町字依田 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>100(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 野元の沢川 (I-81-0070)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡幕別町字五位 (次の図のとおり)</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>101(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中三平川 (I-81-0230)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡幕別町字日新、字途別 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>102(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 忠類明和 (II-8-34-2041)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡幕別町忠類明和 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>103(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 紅葉川 (II-33-1450)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 登別市登別温泉町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>104(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 登別川右1の沢川 (II-33-1470)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 登別市中登別町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	---

<p>次の図のとおり</p> <p>105(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東町川（Ⅱ－33－1490）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 登別市中登別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>106(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 神社の沢川（Ⅰ－33－1500）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 登別市中登別町、登別東町4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>107(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 紅葉谷寺の沢川（Ⅰ－33－1510）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 登別市中登別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>108(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別中登別町3（Ⅰ－3－43－1683）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市中登別町、登別東町4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>109(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別登別東町3丁目（Ⅰ－3－44－1684）</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市登別東町3丁目、白老郡白老町宇虎杖浜（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>110(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別登別本町2丁目1（Ⅰ－3－45－1685）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市登別本町2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>111(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別登別本町3丁目（Ⅰ－3－46－1686）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市登別本町3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>112(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別富浦町1丁目1（Ⅰ－3－47－1687）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市富浦町1丁目、富浦町2丁目、登別港町2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>113(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別富浦町1丁目2（Ⅰ－3－48－1688）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市富浦町1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
---	--

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>114(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別登別温泉町21 (Ⅱ-3-76-1249)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市登別温泉町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>115(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別中登別町4 (Ⅱ-3-77-1250)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市中登別町、登別本町2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>116(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別登別港町1丁目 (Ⅱ-3-78-1251)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市登別港町1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>117(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別中登別町1 (Ⅱ-3-348-2377)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市中登別町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>118(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別登別本町2丁目2 (Ⅲ-3-28-506)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市登別本町2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>119(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別中登別町1-1 (Ⅱ-3-348-2377-1)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市中登別町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>120(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別中登別町1-3 (Ⅱ-3-348-2377-3)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市中登別町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>121(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別中登別町3-1 (Ⅰ-3-43-1683-1)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市登別東町4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>122(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵寿園の沢川 (Ⅰ-33-1190)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
--	---

<p>登別市川上町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>123(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭水元町3（I-3-244-1884）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市水元町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>124(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭天神町3（II-3-125-1298）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市天神町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>125(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港北町3（I-3-259-1899）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港北町1丁目、港北町3丁目、高平町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>126(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港北町3丁目（I-3-260-1900）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港北町3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>127(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港北町4丁目2（I-3-262-1902）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港北町4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>128(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港北町4丁目3（I-3-263-1903）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港北町4丁目、港北町5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>129(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港北町5丁目1（I-3-264-1904）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港北町4丁目、港北町5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>130(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港北町5丁目2（I-3-265-1905）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港北町5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>131(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
---	--

<p>室蘭港北町5丁目3 (I-3-266-1906)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港北町5丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>132(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港北町4丁目1 (II-3-130-1303)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港北町2丁目、港北町4丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>133(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港北町5丁目4 (II-3-131-1304)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港北町5丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>134(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港北町1丁目(III-3-34-512)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港北町2丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>135(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港北町2丁目1 (I-3-534-3092)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港北町2丁目(次の図のとおり)</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>136(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上温泉町川 (I-32-0690)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>137(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 洞爺スキー場沢川 (II-32-0710)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町月浦</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>138(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三浦沢川 (I-32-0820)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町洞爺町</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>139(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 洞爺川中の沢川 (I-32-0830)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町洞爺町</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
--	---

- 次の図のとおり
- 140(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小亀沢川（Ⅰ-32-0840）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町洞爺町
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 141(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大西川（Ⅰ-32-0850）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町洞爺町
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 142(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
洞爺寺右沢川（Ⅰ-32-0860）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町洞爺町
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 143(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
青葉川（Ⅰ-32-0790）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町旭浦
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 144(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
西曙川（Ⅰ-32-0800）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町洞爺町
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 145(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
曙川左の沢川（Ⅱ-32-0810）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町洞爺町
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 146(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
フレナイ寺沢川（Ⅰ-32-0420）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町清水
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 147(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大磯町沢川（Ⅰ-32-0450）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町清水
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 148(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
発電所の沢川（Ⅱ-32-0460）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町大磯町、青葉町、清水
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

<p>土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項次の図のとおり</p> <p>149(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号板谷川（Ⅱ-32-0500）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町泉</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項次の図のとおり</p> <p>150(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号入江川（Ⅱ-32-0510）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町泉、入江</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項次の図のとおり</p> <p>151(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号クリヤの沢川（Ⅰ-32-0410）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町清水</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項次の図のとおり</p> <p>152(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号月浦1の沢川（Ⅱ-32-0700）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町月浦</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項次の図のとおり</p>	<p>153(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号朝日川北の沢（Ⅱ-32-0730）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町月浦</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項次の図のとおり</p> <p>154(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号朝日川（Ⅱ-32-0731）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町月浦</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項次の図のとおり</p> <p>155(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号旭浦川左沢川（Ⅱ-32-0740）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町月浦</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項次の図のとおり</p> <p>156(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号旭浦川右沢川（Ⅱ-32-0750）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町月浦</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項次の図のとおり</p> <p>157(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号旭浦右2の沢川（Ⅱ-32-0760）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
---	---

<p>虻田郡洞爺湖町月浦</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>158(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭浦川（Ⅱ-32-0770）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町旭浦</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>159(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 洞爺洞爺町3（Ⅱ-3-210-1383）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町洞爺町</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>160(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 洞爺洞爺町4（Ⅱ-3-211-1384）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町洞爺町</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>161(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 洞爺洞爺町5（Ⅱ-3-212-1385）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町洞爺町</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>162(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 洞爺洞爺町6（Ⅰ-3-334-1974）</p> <p>(2) 砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町洞爺町</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>163(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 虻田清水（Ⅰ-3-320-1960）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町清水</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>164(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 虻田青葉町（Ⅰ-3-321-1961）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町青葉町</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>165(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川鶉本町北4丁目1（Ⅰ-0-336-336）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉本町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>166(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	--

<p>上砂川鶉2条4丁目（Ⅰ-0-341-341）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉、鶉本町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>167(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川東鶉北1条5丁目（Ⅰ-0-344-344）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉本町、東鶉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>168(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川東鶉南2条2丁目（Ⅰ-0-347-347）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町東鶉、鶉、中央（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>169(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川中央南3条3丁目（Ⅰ-0-350-350）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町中央（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>170(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川鶉本町南2丁目（Ⅱ-0-303-303）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉本町（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>171(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川鶉本町南1丁目（Ⅱ-0-306-306）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉本町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>172(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川鶉本町北1丁目4（Ⅱ-0-309-309）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉本町、東鶉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>173(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川中央南3条2丁目（Ⅱ-0-317-317）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町中央（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>174(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川朝駒1条1丁目（Ⅱ-0-318-318）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町朝駒（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	--

<p>次の図のとおり</p> <p>175(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川下鶉東1丁目（I-0-334-334）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町下鶉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>176(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川緑が丘西1丁目（I-0-338-338）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町緑が丘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>177(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川鶉3条2丁目1（I-0-343-343）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>178(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川鶉3条2丁目2（I-0-345-345）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>179(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川鶉2条1丁目（I-0-346-346）</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>180(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川中央南4条5丁目（I-0-349-349）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町中央、朝駒、字上砂川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>181(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川本町北3丁目（I-0-352-352）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町本町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>182(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川東山北2条1丁目（I-0-353-353）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町東山、字西山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>183(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川東町北2丁目（I-0-354-354）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町東町、字西山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
---	---

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

184(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上砂川東町北5丁目（Ⅰ－0－355－355）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上砂川町東町、字西山（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

185(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上砂川下鶉南4条1丁目（Ⅱ－0－299－299）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上砂川町下鶉、字鶉（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

186(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上砂川下鶉東2丁目（Ⅱ－0－301－301）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上砂川町下鶉、鶉本町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

187(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上砂川緑が丘西2丁目（Ⅱ－0－302－302）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上砂川町緑が丘、鶉本町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

188(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上砂川鶉4条3丁目2（Ⅱ－0－305－305）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上砂川町鶉、緑が丘（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

189(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上砂川鶉3条2丁目3（Ⅱ－0－307－307）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上砂川町鶉（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

190(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上砂川本町1（Ⅱ－0－310－310）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上砂川町本町南1丁目、字上砂川（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

191(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上砂川本町2（Ⅱ－0－311－311）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上砂川町字上砂川（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

192(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上砂川本町南1丁目1（Ⅱ－0－312－312）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

<p>空知郡上砂川町本町南1丁目、字上砂川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>193(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川朝駒3条2丁目1（Ⅱ-0-313-313）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町朝駒3条2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>194(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川朝駒3条2丁目2（Ⅱ-0-314-314）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町朝駒3条2丁目、朝駒2条1丁目、朝駒2条3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>195(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川本町南1丁目2（Ⅱ-0-315-315）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町本町南1丁目、字上砂川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>196(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川中町南2丁目（Ⅱ-0-316-316）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町中町南2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>197(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川中町北4丁目（Ⅱ-0-319-319）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町中町北3丁目、中町北4丁目、中町北5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>198(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川中町北5丁目（Ⅱ-0-320-320）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町中町北5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>199(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 東鶉の沢川（Ⅰ-05-0240）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉本町、東鶉、鶉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>200(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 末広橋沢川（Ⅰ-05-0140）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>
---	--

- 201(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
しいたけ栽培沢川（Ⅰ-05-0150）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上砂川町朝駒3条2丁目、字上砂川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 202(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
工場の沢川（Ⅰ-05-0170）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上砂川町本町南1丁目、字上砂川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 203(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
左4の沢川（Ⅱ-05-0200）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上砂川町中町南2丁目、中町南3丁目、中町南4丁目、中町北2丁目、中町北3丁目、字上砂川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 204(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内神恵内9（Ⅰ-1-366-903）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村字ツボ石、大字神恵内村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 205(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内神恵内11（Ⅰ-1-367-904）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村、字川向（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 206(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内神恵内13（Ⅰ-1-369-906）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 207(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神恵内神恵内10（Ⅱ-1-139-692）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村字ツボ石、大字神恵内村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 208(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
エドヤ川（Ⅱ-14-0030）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字赤石村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 209(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
直次郎川（Ⅱ-14-0040）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字赤石村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 210(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
ツボ石沢（Ⅰ-14-0070）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村、字ツボ石（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 211(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
古宇左1の沢（Ⅰ-14-0090）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村、字川向（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 212(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
龍神岬の沢（Ⅱ-14-0100）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村、字ヘルカレイシ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 213(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
十五号川（Ⅲ-72-075）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市美里、上仁頃（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 214(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
キトタウンシナイ上の沢（Ⅱ-72-1370）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市仁頃町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第260号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成30年3月19日
- 2 処分を受けた者
- (1) 商号及び代表者の氏名 株式会社菊地組 村木 靖
- (2) 主たる営業所の所在地 積丹郡積丹町大字美国町字小泊224番地
- (3) 建設業の許可の番号 (般-25) 後第1201号
- 3 処分の内容
- (1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
- (2) 営業停止の期間 平成30年4月3日から平成31年4月2日までの1年間
- 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。

北海道告示第261号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
- (1)ア 名称 北海道議会庁舎改築その他工事（1工区）
- イ 数量 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階 免震構造
延床面積 19,231.31㎡のうち 10,657.75㎡

(2)ア 名称 北海道議会庁舎改築その他工事(2工区)
イ 数量 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階 免震構造
延床面積 19,231.31㎡のうち 8,573.56㎡
(地下連絡通路 71.06㎡を含む)

2 落札を決定した日
平成30年1月22日

3 落札者の氏名及び住所

(1)ア 氏名 大成・伊藤・宮坂 特定建設工事共同企業体
イ 住所 東京都新宿区西新宿1丁目25番1号

(2)ア 氏名 岩田地崎・岩倉・田中 特定建設工事共同企業体
イ 住所 札幌市中央区北2条東17丁目2番地

4 落札金額

(1) 3,783,240,000円
(2) 2,546,964,000円

5 契約の相手先を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成29年10月24日付け北海道告示第621号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道建設部建築局建築整備課
(2) 所在地 札幌中央区北3条西6丁目

北海道告示第262号

昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項株式会社うすだの事項の次に次の3事項を加える。

株式会社北央自動車学校	平成30.4.1	株式会社北央自動車学校
株式会社富良野自動車学校	平成30.4.1	株式会社富良野自動車学校
株式会社稚内ドライビングスクール	平成30.4.1	株式会社稚内ドライビングスクール

公

表

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

水系名	河川名	閲覧場所
一級河川石狩川	豊平川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課及び事業室事業課
同	精進川	同
同	月寒川	同
同	望月寒川	同
二級河川新川	新川	同
同	中の川	同
同	琴似発寒川	同
同	琴似川	同
一級河川石狩川	阿野呂川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課及び岩見沢出張所
同	幌向川	同

総合振興局告示及び振興局告示

北海道上川総合振興局告示第58号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年3月30日

北海道上川総合振興局長 渡辺 明彦

1 落札に係る物品等の名称(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)及び数量

(1) 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たりモノクロ 4,600枚、フルカラー 2,400枚
(2) 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たりモノクロ 1,200枚、フルカラー 600枚

2 落札を決定した日

平成30年3月8日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社No.1
(2) 住所 東京都千代田区内幸町1-5-2

- 4 落札金額
- (1)ア 基本料金 1月当たり 5,500円
- | | | | | |
|---|-----------|----------|-------|-------|
| イ | モノクロ複写料金 | 5,000枚まで | 1枚当たり | 0.55円 |
| ウ | モノクロ複写料金 | 5,001枚以上 | 1枚当たり | 0.55円 |
| エ | フルカラー複写料金 | 3,000枚まで | 1枚当たり | 5.25円 |
| オ | フルカラー複写料金 | 3,001枚以上 | 1枚当たり | 5.25円 |
- (2)ア 基本料金 1月当たり 5,500円
- | | | | | |
|---|-----------|------------------|-------|-------|
| イ | モノクロ複写料金 | 500枚まで | 1枚当たり | 0.69円 |
| ウ | モノクロ複写料金 | 501枚から4,000枚まで | 1枚当たり | 0.69円 |
| エ | モノクロ複写料金 | 4,001枚以上 | 1枚当たり | 0.69円 |
| オ | フルカラー複写料金 | 1,000枚まで | 1枚当たり | 6.90円 |
| カ | フルカラー複写料金 | 1,001枚から3,000枚まで | 1枚当たり | 6.90円 |
| キ | フルカラー複写料金 | 3,001枚以上 | 1枚当たり | 6.90円 |

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- (1) 平成30年1月26日付け北海道上川総合振興局告示第3号
- (2) 平成30年1月26日付け北海道上川総合振興局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道上川総合振興局北部森林室管理課
- (2) 所在地 中川郡美深町字東2条南4丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第73号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成30年4月3日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
小型乗用自動車 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換）
- 2 落札者を決定した日
平成30年1月29日
- 3 落札者の氏名及び住所
氏名 オホーツクスズキ販売株式会社
住所 北見市東相内町663番地4
- 4 落札金額
1,350,000円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年1月5日付け北海道オホーツク総合振興局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成30年3月30日

北海道教育庁空知教育局長 小 山 茂 樹

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) A重油その1（夕張地域） | 138,000リットル |
| (2) A重油その2（岩見沢地域） | 397,000リットル |
| (3) A重油その3（空知南部地域） | 184,000リットル |
| (4) A重油その4（空知中部地域） | 357,000リットル |
| (5) A重油その5（空知北部地域） | 418,000リットル |
| (6) A重油その6（深川地域） | 81,000リットル |
| (7) 灯油その1（夕張地域） | 8,126リットル |
| (8) 灯油その2（岩見沢地域） | 180,000リットル |
| (9) 灯油その3（空知南部地域） | 34,000リットル |
| (10) 灯油その4（空知中部地域） | 62,400リットル |
| (11) 灯油その5（空知北部地域） | 103,000リットル |
| (12) 灯油その6（深川地域） | 32,000リットル |
- 2 落札を決定した日
平成30年3月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)、(3)及び(9)
- ア 氏 名 株式会社小林本店
イ 住 所 夕張郡栗山町錦3丁目109番地
- (2) 1の(2)
- ア 氏 名 いわみざわ農業協同組合

イ 住 所 岩見沢市2条西1丁目1番地

(3) 1の(4)

ア 氏 名 株式会社ミウラ商会

イ 住 所 美唄市進徳町1区

(4) 1の(5)及び(11)

ア 氏 名 第一興産株式会社

イ 住 所 滝川市朝日町東2丁目2-5

(5) 1の(6)、(8)及び(12)

ア 氏 名 茂田石油株式会社

イ 住 所 旭川市住吉4条2丁目8番13号

(6) 1の(7)

ア 氏 名 株式会社北島商会

イ 住 所 夕張市清水沢1丁目10番地16

(7) 1の(10)

ア 氏 名 株式会社いわせき

イ 住 所 岩見沢市5条東1丁目7番地

4 落札金額

(1) 1の(1) 74円

(2) 1の(2) 61.50円

(3) 1の(3) 65円

(4) 1の(4) 60.30円

(5) 1の(5) 61.90円

(6) 1の(6) 61.50円

(7) 1の(7) 74円

(8) 1の(8) 68円

(9) 1の(9) 70円

(10) 1の(10) 65円

(11) 1の(11) 68円

(12) 1の(12) 67円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年1月23日付け北海道教育庁空知教育局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第36号

次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。

平成30年3月30日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

1(1) 落札に係る特定役務の名称（スクールバス賃貸借1日当たりの単価）及び調達予定数量

ア 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス賃貸借契約

イ 調達予定数量 Aコース 運行予定日数 203日

Bコース 運行予定日数 203日

Cコース 運行予定日数 203日

Dコース 運行予定日数 203日

(2) 落札を決定した日

平成30年3月8日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社余市自動車工業

イ 住 所 余市郡余市町大川町16丁目5番地

(4) 落札金額

ア Aコース 39,600円

イ Bコース 47,700円

ウ Cコース 37,300円

オ Dコース 31,380円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成30年2月23日付北海道教育庁石狩教育局告示第11号

2(2) 随意契約に係る特定役務の名称（スクールバス賃貸借1日当たりの単価）及び調達予定数量

ア 北海道札幌養護学校スクールバス賃貸借契約

(ア) 南回り青バス 運行予定日数 209日

(イ) ノビロ回り赤バス 運行予定日数 209日

(ウ) 東回り黄バス 運行予定日数 209日

(エ) 厚別回り白バス 運行予定日数 58日

(オ) 厚別回り白バス（リズム） 運行予定日数 39日

(カ) 厚別回り白バス(リズム)(月・火・金曜日)	運行予定日数	112日
(キ) 月寒回り銀バス	運行予定日数	58日
(ク) 月寒回り銀バス(キャンディー)	運行予定日数	151日
(ケ) 平岡回りオレンジバス	運行予定日数	179日
(コ) 平岡回りオレンジバス(スマイル)	運行予定日数	30日
(カ) 伏古回り茶バス	運行予定日数	209日
(シ) 白石回り緑バス	運行予定日数	209日

イ 北海道真駒内養護学校スクールバス賃貸借契約

(ア) 新札幌コース	運行予定日数	194日
(イ) 平岡Aコース	運行予定日数	110日
(ウ) 平岡Bコース(平岡・月寒ドーム早送り)	運行予定日数	84日
(エ) 豊平コース	運行予定日数	194日
(オ) 中央区Aコース	運行予定日数	110日
(カ) 中央区Bコース	運行予定日数	84日
(キ) 新札幌コース(行事便①)	運行予定日数	9日
(ク) 平岡Aコース(行事便①)	運行予定日数	9日
(ケ) 豊平コース(行事便①)	運行予定日数	9日
(コ) 中央区Aコース(行事便①)	運行予定日数	9日
(カ) 新札幌コース(行事便②)	運行予定日数	8日
(シ) 平岡Aコース(行事便②)	運行予定日数	8日
(ス) 豊平コース(行事便②)	運行予定日数	8日
(セ) 中央区Aコース(行事便②)	運行予定日数	8日
(ソ) 新札幌コース(行事便③)	運行予定日数	1日
(タ) 平岡Aコース(行事便③)	運行予定日数	1日
(チ) 豊平コース(行事便③)	運行予定日数	1日
(ツ) 中央区Aコース(行事便③)	運行予定日数	1日

ウ 北海道拓北養護学校スクールバス賃貸借契約

(ア) 東回りAコース	運行予定日数	93日
(イ) 東回りBコース	運行予定日数	105日
(ウ) 東回りCコース(行事時登校便)	運行予定日数	4日
(エ) 東回りAコース(行事時下校便①)	運行予定日数	1日
(オ) 東回りBコース(行事時下校便①)	運行予定日数	1日
(カ) 東回りAコース(行事時下校便②)	運行予定日数	1日
(キ) 東回りBコース(行事時下校便②)	運行予定日数	1日
(ク) 中央回りAコース	運行予定日数	93日

(ケ) 中央回りBコース	運行予定日数	105日
(コ) 中央回りCコース(行事時登校便)	運行予定日数	4日
(カ) 中央回りAコース(行事時下校便①)	運行予定日数	1日
(シ) 中央回りBコース(行事時下校便①)	運行予定日数	1日
(ス) 中央回りAコース(行事時下校便②)	運行予定日数	1日
(セ) 中央回りBコース(行事時下校便②)	運行予定日数	1日
(ソ) 西回りAコース	運行予定日数	93日
(タ) 西回りBコース	運行予定日数	105日
(チ) 西回りCコース(行事時登校便)	運行予定日数	4日
(ツ) 西回りAコース(行事時下校便①)	運行予定日数	1日
(テ) 西回りBコース(行事時下校便①)	運行予定日数	1日
(ト) 西回りAコース(行事時下校便②)	運行予定日数	1日
(ナ) 西回りBコース(行事時下校便②)	運行予定日数	1日

エ 北海道星置養護学校スクールバス賃貸借契約

(ア) ひかりAコース	運行予定日数	104日
(イ) ひかりBコース	運行予定日数	101日
(ウ) のぞみAコース	運行予定日数	104日
(エ) のぞみBコース	運行予定日数	101日
(オ) めぐみ(新琴似)Aコース	運行予定日数	104日
(カ) めぐみ(新琴似)Bコース	運行予定日数	101日
(キ) めぐみ(手稲)Aコース	運行予定日数	104日
(ク) めぐみ(手稲)Bコース	運行予定日数	101日
(ケ) 石狩紅葉山Aコース	運行予定日数	93日
(コ) 石狩紅葉山Bコース	運行予定日数	101日
(カ) 石狩紅葉山(石狩)コース	運行予定日数	11日
(シ) 石狩紅葉山(北区)コース	運行予定日数	11日

オ 北海道札幌伏見支援学校スクールバス賃貸借契約

(ア) 1コース①	運行予定日数	177日
(イ) 1コース②	運行予定日数	24日
(ウ) 1コース③	運行予定日数	4日
(エ) 2コース①	運行予定日数	177日
(オ) 2コース②	運行予定日数	24日
(カ) 2コース③	運行予定日数	4日
(キ) 3コース①	運行予定日数	177日
(ク) 3コース②	運行予定日数	24日

(ケ) 3コース③	運行予定日数	4日
(コ) 4コース①	運行予定日数	177日
(サ) 4コース②	運行予定日数	24日
(シ) 4コース③	運行予定日数	4日
(ス) 5コース①	運行予定日数	177日
(セ) 5コース②	運行予定日数	24日
(ソ) 5コース③	運行予定日数	4日

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成30年3月8日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア 氏名 株式会社余市自動車工業

イ 住所 余市郡余市町大川町16丁目5番地

(4) 随意契約に係る契約金額

ア 北海道札幌養護学校スクールバス賃貸借契約

(ア) 南回り青バス	36,200円
(イ) ノビロ回り赤バス	37,100円
(ウ) 東回り黄バス	37,500円
(エ) 厚別回り白バス	36,500円
(オ) 厚別回り白バス(リズム)	45,500円
(カ) 厚別回り白バス(リズム)(月・火・金曜日)	44,200円
(キ) 月寒回り銀バス	32,500円
(ク) 月寒回り銀バス(キャンディー)	41,500円
(ケ) 平岡回りオレンジバス	36,500円
(コ) 平岡回りオレンジバス(スマイル)	45,500円
(サ) 伏古回り茶バス	33,300円
(シ) 白石回り緑バス	37,500円

イ 北海道真駒内養護学校スクールバス賃貸借契約

(ア) 新札幌コース	50,100円
(イ) 平岡Aコース	50,100円
(ウ) 平岡Bコース(平岡・月寒ドーム早送り)	56,500円
(エ) 豊平コース	44,100円
(オ) 中央区Aコース	50,100円
(カ) 中央区Bコース	56,500円
(キ) 新札幌コース(行事便①)	23,100円
(ク) 平岡Aコース(行事便①)	23,100円

(ケ) 豊平コース(行事便①)	23,100円
(コ) 中央区Aコース(行事便①)	23,100円
(サ) 新札幌コース(行事便②)	22,100円
(シ) 平岡Aコース(行事便②)	22,100円
(ス) 豊平コース(行事便②)	20,500円
(セ) 中央区Aコース(行事便②)	22,100円
(ソ) 新札幌コース(行事便③)	20,500円
(タ) 平岡Aコース(行事便③)	20,500円
(チ) 豊平コース(行事便③)	19,500円
(ツ) 中央区Aコース(行事便③)	20,500円

ウ 北海道拓北養護学校スクールバス賃貸借契約

(ア) 東回りAコース	55,800円
(イ) 東回りBコース	64,100円
(ウ) 東回りCコース(行事時登校便)	25,000円
(エ) 東回りAコース(行事時下校便①)	24,100円
(オ) 東回りBコース(行事時下校便②)	32,100円
(カ) 東回りAコース(行事時下校便①)	30,000円
(キ) 東回りBコース(行事時下校便②)	38,100円
(ク) 中央回りAコース	60,000円
(ケ) 中央回りBコース	68,500円
(コ) 中央回りCコース(行事時登校便)	25,000円
(サ) 中央回りAコース(行事時下校便①)	24,000円
(シ) 中央回りBコース(行事時下校便②)	30,500円
(ス) 中央回りAコース(行事時下校便①)	30,000円
(セ) 中央回りBコース(行事時下校便②)	38,100円
(ソ) 西回りAコース	65,000円
(タ) 西回りBコース	71,700円
(チ) 西回りCコース(行事時登校便)	31,500円
(ツ) 西回りAコース(行事時下校便①)	28,500円
(テ) 西回りBコース(行事時下校便②)	38,500円
(ト) 西回りAコース(行事時下校便①)	31,100円
(ナ) 西回りBコース(行事時下校便②)	41,300円

エ 北海道星置養護学校スクールバス賃貸借契約

(ア) ひかりAコース	45,500円
(イ) ひかりBコース	56,250円

(ウ) のぞみAコース	45,500円
(エ) のぞみBコース	55,500円
(オ) めぐみ(新琴似) Aコース	39,500円
(カ) めぐみ(新琴似) Bコース	48,500円
(キ) めぐみ(手稲) Aコース	32,500円
(ク) めぐみ(手稲) Bコース	47,500円
(ケ) 石狩紅葉山Aコース	41,500円
(コ) 石狩紅葉山Bコース	49,500円
(サ) 石狩紅葉山(石狩)コース	31,500円
(シ) 石狩紅葉山(北区)コース	34,000円
オ 北海道札幌伏見支援学校スクールバス賃貸借契約	
(ア) 1コース①	35,500円
(イ) 1コース②(行事便)	31,000円
(ウ) 1コース③(行事便)	28,300円
(エ) 2コース①	43,500円
(オ) 2コース②(行事便)	34,500円
(カ) 2コース③(行事便)	28,300円
(キ) 3コース①	34,000円
(ク) 3コース②(行事便)	26,500円
(ケ) 3コース③(行事便)	24,300円
(コ) 4コース①	36,500円
(サ) 4コース②(行事便)	29,500円
(シ) 4コース③(行事便)	23,500円
(ス) 5コース①	45,500円
(セ) 5コース②(行事便)	32,100円
(ソ) 5コース③(行事便)	28,300円

- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。
- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁胆振教育局告示第22号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成30年3月30日

北海道教育庁胆振教育局長 阿部 清明

1 落札に係る物品等の名称(1リットル当たりの単価)及び調達予定数量

(1) A重油その1 (伊達・虻田地域)	302,000リットル
(2) 灯油その1 (伊達・虻田地域)	43,000リットル
(3) A重油その2 (室蘭A地域)	205,000リットル
(4) 灯油その2 (室蘭A地域)	48,000リットル
(5) A重油その3 (室蘭B・登別地域)	244,000リットル
(6) 灯油その3 (室蘭B・登別地域)	67,000リットル
(7) A重油その4 (苫小牧A・白老地域)	112,000リットル
(8) 灯油その4 (苫小牧A・白老地域)	44,000リットル
(9) A重油その5 (苫小牧B地域)	149,000リットル
(10) 灯油その5 (苫小牧B地域)	42,000リットル
(11) A重油その6 (安平・厚真地域)	50,000リットル
(12) 灯油その6 (安平・厚真地域)	12,000リットル
(13) A重油その7 (むかわ地域)	56,000リットル
(14) 灯油その7 (むかわ地域)	16,000リットル

2 落札を決定した日

平成30年3月16日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(3)及び(5)
- ア 氏名 北海道エナジティック株式会社
イ 住所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号
- (2) 1の(2)、(4)及び(6)
- ア 氏名 株式会社友和商事
イ 住所 室蘭市中島町1丁目10-2
- (3) 1の(7)、(11)及び(13)
- ア 氏名 北海道エネルギー株式会社
イ 住所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- (4) 1の(8)及び(10)
- ア 氏名 株式会社たいせい
イ 住所 苫小牧市錦岡80番地16
- (5) 1の(9)
- ア 氏名 しずない農業協同組合

イ 住 所 日高郡新ひだか町静内本町4丁目1番6号
(6) 1の(12)及び(14)

ア 氏 名 ミナミ石油株式会社

イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号

4 落札金額

- (1) 59.00円
- (2) 67.80円
- (3) 59.00円
- (4) 66.40円
- (5) 59.00円
- (6) 65.60円
- (7) 59.00円
- (8) 69.50円
- (9) 59.50円
- (10) 69.00円
- (11) 61.10円
- (12) 72.79円
- (13) 61.40円
- (14) 73.79円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成30年1月30日付け北海道教育庁胆振教育局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁日高教育局告示第20号

次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。
平成30年3月30日

北海道教育庁日高教育局長 赤 間 幸 人

- 1(1) 落札に係る物品等の名称（1台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
日高教育局複写機等の賃貸借 1台分 一式（1か月の複写予定枚数 34,400枚）
- (2) 落札を決定した日 平成30年3月8日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社かづさや書店

イ 住 所 浦河郡浦河町大通5丁目2番地

(4) 落札金額

ア 基本料金 23,000円

イ 複写料金 2.5円

(5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告
平成30年1月26日付け北海道教育庁日高教育局告示第3号

2(1) 随意契約に係る物品等の名称（1台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

ア 道立学校複写機等の賃貸借（西部地区）6台分 一式
（1台当たりの1か月の複写予定枚数 5,000枚）

イ 道立学校複写機等の賃貸借（東部地区）7台分 一式
（1台当たりの1か月の複写予定枚数 7,700枚）

(2) 随意契約の相手方を決定した日
平成30年3月9日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア(ア) 氏 名 株式会社なかむら

(イ) 住 所 日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2-1

イ(ア) 氏 名 有限会社ファーマシーでぐち

(イ) 住 所 日高郡新ひだか町三石本町168番地

(4) 随意契約に係る契約金額

ア(ア) 1台当たりの基本料金 20,800円

(イ) 複写料金 1枚から1,000枚まで 3.8円
1,001枚以上 3.2円

イ(ア) 1台当たりの基本料金 20,700円

(イ) 複写料金 1枚から1,000枚まで 3.8円
1,001枚以上 3.2円

(5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道教育庁渡島教育局告示第35号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年3月30日

北海道教育庁渡島教育局長 河原 範 毅

- 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量）
船舶用燃料 A重油（J I S 1種2号） 801,000リットル
- 落札を決定した日
平成30年3月15日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 道南石油株式会社
(2) 住 所 函館市大町9番20号
- 落札金額
84,500円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成30年2月2日付け北海道教育庁渡島教育局告示第5号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北海道公営企業管理者 浦本 元 人

北海道企業管理規程第1号

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程

北海道企業局組織規程（昭和39年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「課」の次に「及び室」を加える。

第2条に次の1項を加える。

2 発電課に発電制御室を置く。

第5条の見出し中「課」の次に「及び室」を加える。

第5条に次の1項を加える。

2 発電制御室の分掌事務は、前項の発電課の分掌事務のうち第3号に掲げる事務とする。
第8条第1項の表課の項の次に次のように加える。

課に置く室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理する。
-------	----	--------------------

同条第2項の表課の項の主幹の欄の「課長」の次に「、室長又は担当課長」を加え、主幹の項の上に次のように加える。

担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務（局長が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、関係事務を整理する。
------	---

附則第5項から第8項までを削る。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から適用する。

北海道企業局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北海道公営企業管理者 浦本 元 人

北海道企業管理規程第2号

北海道企業局処務規程の一部を改正する規程

北海道企業局処務規程（昭和52年北海道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「課長」の次に「等」を加える。

第6条に次の1項を加える。

2 室長及び担当課長は、前条第1項の規定により課長が専決することができる事項のうち、当該室の分掌事務に係るもの又は当該担当課長の職務に係るもの（重要又は異例に属すると認められるものを除く。）を専決することができる。

第6条の2中「主幹は、課長」の次に「、室長又は担当課長（以下「課長等」という。）」を加え、「あらかじめ課長」を「あらかじめ当該課長等」に改める。

第13条の見出し中「課長」の次に「等」を加える。

第13条中「課長」を「課長等」に改める。

別表（第6条関係）総務課長の項の「17 不動産登記の嘱託を行うこと。」の次に次の1項を加える。

18 予算の節の金額の流用に関すること。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から適用する。

北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成30年3月30日

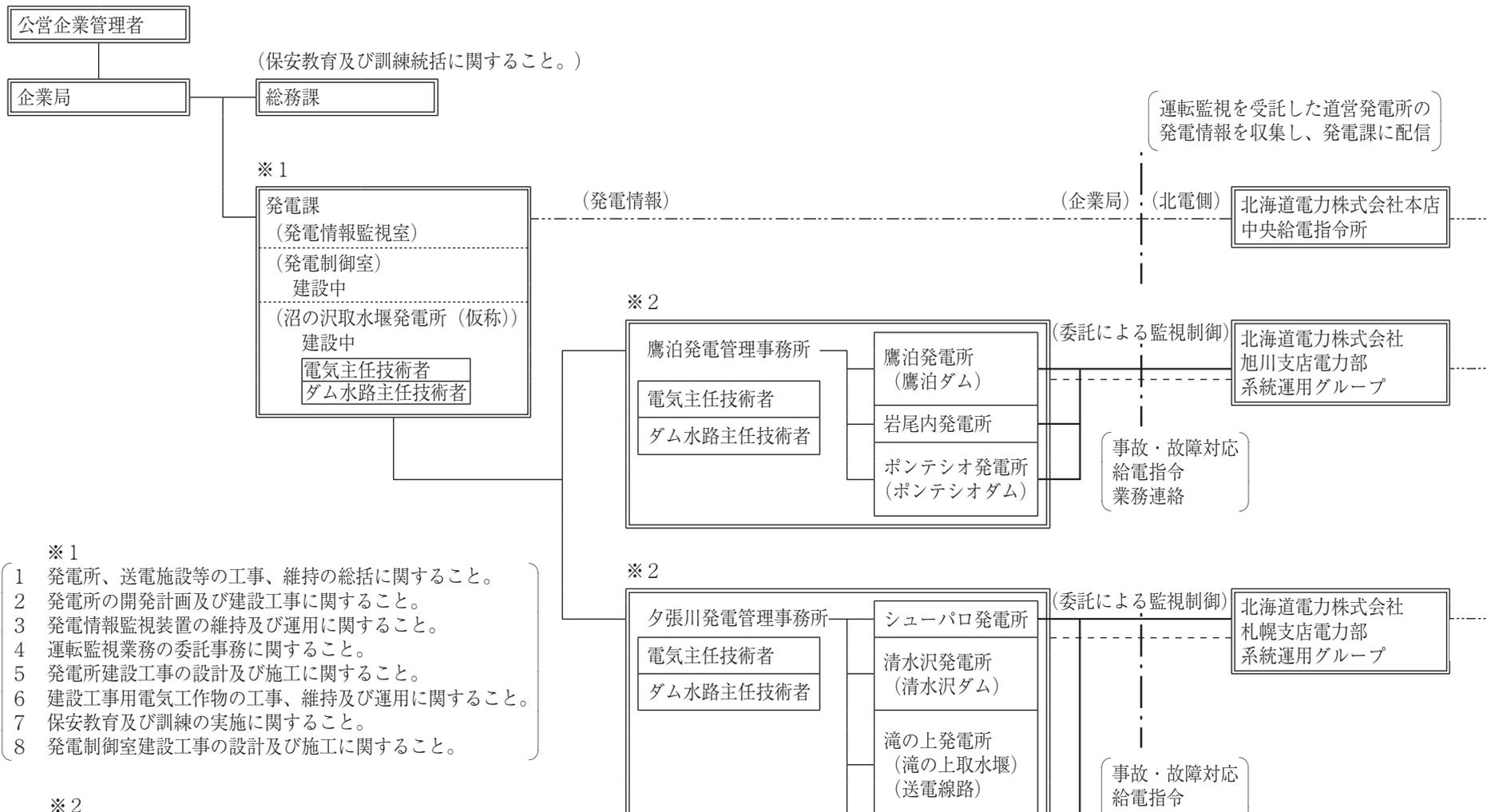
北海道公営企業管理者 浦 本 元 人

北海道企業管理規程第3号

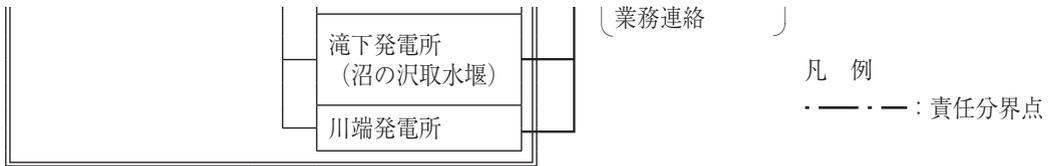
北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程
北海道電気事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項表中職の欄中、「参事」を「担当課長」に改める。
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

保安に関する組織及び業務分掌



- 1 発電、送電施設等の工事、維持及び運用に関すること。
- 2 運転監視業務の委託に関すること。
- 3 保安教育及び訓練の実施に関すること。



別表第2 (第4条関係)

管理職員の業務分掌

組 織	職	職 務
局	局 長	管理者の命を受け、局の電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	局次長	局長を補佐し、局の電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事務を整理する。
発電課	課 長	上司の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	室 長	上司の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に係る室の技術並びに保安教育及び訓練に関する業務に従事する。
	担当課長	上司の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に係る課の技術並びに保安教育及び訓練に関する業務に従事する。
	主 幹	課長、室長又は担当課長を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する課の事務を整理する。
発電管理事務所	所 長	上司の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に係る管理事務所の業務並びに保安教育及び訓練に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	次 長 及 び 主 幹	所長を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に係る管理事務所の業務並びに保安教育及び訓練に関する業務を整理する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成30年3月30日
北海道公営企業管理者 浦 本 元 人

北海道企業管理規程第4号

北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程
北海道工業用水道事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項の表中、「室蘭地区工業用水道鷺別ポンプ場所」を「室蘭地区工業用水道鷺別ポンプ場」に改める。
別表第2（4条関係）職の欄中「参事」を「担当課長」に改める。
附 則
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成30年3月30日
北海道公営企業管理者 浦 本 元 人

北海道企業管理規程第5号

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程
北海道企業局財務規程（昭和53年企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
別表第1固定資産の表中

沼の沢取水堰発電所建設工事口 滝の上発電所改修工事口 清水沢発電所改修工事口 発電監視制御システム改修工事口	を、
沼の沢取水堰発電所建設工事口 滝の上発電所改修工事口 清水沢発電所改修工事口 発電監視制御システム改修工事口	に、

滝下発電所改修工事口

改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北海道企業局競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北海道公営企業管理者 浦本元人

北海道企業管理規程第6号

北海道企業局競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する規程

北海道企業局競争入札参加者審査委員会規程（平成22年10月1日企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「発電課長、」の次に「発電制御室長」を加え、「発電課参事」を「発電施設整備担当課長」に、「工業用水道課参事」を「工業用水道施設整備担当課長」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北海道公営企業管理者 浦本元人

北海道企業管理規程第7号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（平成21年北海道企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第3条関係）の4級の項基準となる職務の欄第3項を削り、同表5級の項基準となる職務の欄第3項中「特に困難な業務を処理する工業用水道管理事務所の」を削り、6級の項基準となる職務の欄第2項「困難な業務を処理する工業用水道管理事務所の所長」の次に「又は次長」を加え、同表7級の項基準となる職務の欄第1項「課長又は参事」を「課長、担当課長又は室長」に改め、同表8級の項基準となる職務の欄中「課長若しくは参事」を「課長、担当課長又は室長」に改める。

別表第3（第7条関係）の2種の項職名の欄中「課長及び参事」を「課長、担当課長及び室長」に改め、4種の項職名の欄中「発電管理事務所長及び主幹」を「発電管理事務所長及び発電管理事務所主幹」に改め、4種の欄の次に「工業用水道管理事務所次長 5種」を加える。

附 則

平成30年3月30日（金曜日）

1 この規程は、平成30年4月1日から適用する。

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成30年3月30日

北海道選挙管理委員会委員長 水城義幸

道 公 安 委 員 会 規 則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道公安委員会委員長 宇都宮輝夫

北海道公安委員会規則第3号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「又は準住居地域」を「、準住居地域又は田園住居地域」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道公安委員会委員長 宇都宮輝夫

北海道公安委員会規則第4号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表4中

高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内北見線	常呂郡訓子府町字協成9番2から北見市北上980番地まで
----------------------------	-----------------------------

を

高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内北見線	足寄郡陸別町字ポイントシュベツ原野西一線39番2から北見市北上980番地まで
----------------------------	--

に、

一般国道235号（日高自動車道）	苫小牧市字植苗634番2から沙流郡日高町字緑町116番1まで
------------------	--------------------------------

を

一般国道235号（日高自動車道）	苫小牧市字植苗634番2から沙流郡日高町字美原259番まで
------------------	-------------------------------

に、

道道 北見常呂線	北見市本町5丁目2番27地先（国道39号交点）から北見市美芳町8丁目4番7地先まで
----------	---

を

道道 北見常呂線	北見市本町5丁目2番27地先（国道39号交点）から北見市美芳町8丁目4番7地先まで
道道 比字厚賀停車場線	沙流郡日高町字美原6番1地先から沙流郡日高町字厚賀156番57地先まで
道道 中央東線	室蘭市東町5丁目11番地先から室蘭市東町1丁目19番地先まで
道道 音更池田線	河東郡音更町字東音更西3線4番2地先から中川郡池田町字信取110番1地先（国道242号交点）まで

に、

市道 埠頭幹線	稚内市末広1丁目4番から稚内市新港町まで
市道 中角山道路線	江別市工業町21番1地先から江別市角山まで
市道 工営6号道路線	江別市工業町21番1地先から江別市角山まで

を

市道 埠頭幹線	稚内市末広1丁目4番から稚内市新港町まで
---------	----------------------

に、

市道 鳥取西通	釧路市鳥取北6丁目5番地先から釧路市鳥取南6丁目1番1地先まで
---------	---------------------------------

を

市道 鳥取西通	釧路市鳥取大通6丁目4番1地先から釧路市鳥取北6丁目5番25地先まで
---------	------------------------------------

に、

市道 川北通	釧路市新富町2番11地先から釧路市古川町7番4地先まで
市道 星が浦南3線	釧路市星が浦南1丁目4番地先から釧路市星が浦南2丁目7番地先まで
市道 星が浦南5号	釧路市星が浦大通2丁目1番地先から釧路市星が浦大通2丁目1番地先まで

を

市道 川北通	釧路市新富町2番11地先から釧路市入江町12番1地先まで
市道 星が浦南3線	釧路市星が浦南1丁目4番11地先から釧路市星が浦南2丁目7番21地先まで
市道 星が浦南5号	釧路市星が浦南1丁目7番14地先から釧路市星が浦南1丁目6番1地先まで

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第151号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成30年3月31日から施行する。ただし、別表函館方面

函館中央警察署の部の改正規定は、同年4月13日から施行する。

平成30年3月30日

北海道警察本部長 和田昭夫

別表函館方面函館中央警察署の部東山の項及び鍛神の項を次のように改める。

東山		同 東山2丁目1番25号	同 鍛冶及び陣川の1丁目及び2丁目、中道1丁目、東山及び山の手1丁目から3丁目まで、本通1丁目から4丁目まで、陣川町並びに東山町
美原		同 美原2丁目82番6号	同 赤川1丁目、神山及び北美原の1丁目から3丁目まで、中道2丁目、美原1丁目から5丁目まで、赤川町、神山町、亀田大森町、亀田中野町並びに水元町

別表函館方面函館中央警察署の部赤川の項を削り、同部富岡の項中「及び2丁目並びに」を「から3丁目まで及び」に改め、同部桔梗の項所管区の欄を次のように改める。

同 桔梗1丁目から5丁目まで、石川町及び桔梗町（1番から20番までを除く。）並びに西桔梗町の一部（通称サイベ沢通の以北）

別表旭川方面旭川東警察署の部東川の項中「の一部（西2号線通り以西、西5号線通り以东）」を「（西5号線通り以西を除く。）」に改め、同部東川西の項及び東神楽の項を次のように改める。

	東川西	同 西8号南2番地	同 東川町の一部（西5号線通り以西）
	東神楽	同 東神楽町北1条西1丁目7番6号	同 東神楽町

別表旭川方面旭川東警察署の部志比内の項を削り、同部千代ヶ岡の項所管区の欄を次のように改める。

同 西神楽1線20号から32号まで、西神楽2線から西神楽4線までの20号から34号まで及び西神楽5線20号から29号まで並びに上川郡美瑛町字旭、字俵真布、字忠別、字天人峡、字横牛及び字朗根内

北海道警察本部告示第152号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年3月30日

北海道警察本部長 和田昭夫

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| (1) 自動車ガソリン J I S 1号 | 131,000リットル |
| (2) 自動車ガソリン J I S 2号 | 781,000リットル |
| (3) 軽油 J I S 特1号、1号、2号、3号及び特3号 | 106,000リットル |
| (4) ガソリンエンジン用オイル SM級以上マルチグレードタイプ | 3,400リットル |
| (5) ディーゼルエンジン用オイル CF級以上マルチグレードタイプ | 1,100リットル |

2 落札を決定した日

平成30年3月16日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 北日本石油株式会社
(2) 住所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号

4 落札金額

- (1) 153円
(2) 141円
(3) 126円
(4) 1,300円
(5) 1,100円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年2月2日付け北海道警察本部告示第39号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目